

## 【山根記念診療所】

### ・時間外対応加算 1

訪問診療は、24 時間 365 日対応で皆様へ安心をお届けいたします。

緊急時にはフリーダイヤルへご連絡ください。医師の判断に基づき、患者様への適切な処置を迅速に行います

### ・明細書発行体制加算

領収書の発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています

### ・一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます

### ・生活習慣病管理料Ⅱ

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上での長期の投薬を行う場合がございます。